

第 6 年 度

〔 自 2017年12月 1日
至 2018年11月30日 〕

事業計画

一般財団法人全日本海員福祉センター

第6年度事業計画

〔自 2017年12月 1日〕
〔至 2018年11月30日〕

本センターは、一般財団法人全日本海員福祉センターへ移行後、公益目的財産がゼロとなるまでは、公益目的事業及びその他事業に区分して事業を実施している。

公益目的事業は、船員の各種資格取得訓練その他の教育訓練事業、海事思想普及事業および船員の福利等事業である。これらの事業は、「船員及びその家族の生活の安定と船員の社会的地位の向上を図ること」を目的として事業を実施している。

その他事業は、共済事業や外国人船員関係の会計委託事業等である。

今年度も、前年度同様、事業収入、賛助会費収入及び全日本海員組合からの補助金等を受け入れて事業を行うこととする。

具体的な事業内容は、次のとおりである。

I 公益目的実施事業

1. 船員の各種資格取得訓練その他の教育訓練事業

教育訓練事業は、予算に基づき運営管理を行い、船員後継者の確保・育成に資するよう、海から海への教育研修事業を拡充し、海から陸への職業転換が想定されている非海事系の研修は、雇用のセイフティーネットとして明確に位置付けて実施する。

(1) 海技資格取得研修補助事業

六級海技士（航海・機関）以上、四級海技士（電子通信）以上の海技資格取得研修を自費で受講した者に対し、受講料の全額相当額および往復交通費の助成を行う。

ただし、同一資格につき2回目以上の受講である場合は、半額相当額に減じる。

(2) 技能資格取得研修補助事業

技能資格取得研修を受講した者に対し、受講料・交通費の補助を行う。ただし、科目によっては、受講料の給付上限額を15万円とする。

船員のニーズに沿うよう、引き続き研修科目の見直しを検討する。

2. 海事思想の普及事業

海事産業に対する国民の理解と関心を高めるため、今年度は次の活動を行う。

(1) 海の旬間行事への参加

海事関係諸団体と協力して、「海フェスタ」等の海の日を中心とする海の旬間行事に積極的に参加する。

(2) 「マリナーズ・アイ展」の開催

海で働く人々と海、船、港、海岸などをテーマにした写真を広く一般から公募し、第29回人と海のフォトコンテスト「マリナーズ・アイ展」を開催する。また、今年度も神戸海洋博物館および北九州市で巡回展を行う。

(3) 「日本の海洋画展」の開催

海洋画を媒体として海事思想を普及するため、第33回「日本の海洋画展」を開催する。また、北九州市において巡回展を行う。

(4) 「戦没した船と海員の資料館」の運営

海員組合との業務委託契約にもとづき、「戦没した船と海員の資料館」（海員組合関西地方支部会館内）の運営を行う。

3. 船員の文化向上および船員の福利厚生事業

(1) 船員の文化向上事業

船員とその家族および退職者、海事関係者等から作品を募集し、海員組合の定期全国大会会場で第44回海上美術展を開催する。

また、国内外の労働組合が主催する展覧会や、海の旬間行事に出品要請があれば、積極的に応じる。

(2) 船員の福利事業

- ① 各地区における船員のスポーツ大会に助成を行う。
- ② 船員家族を対象として、福祉問題を中心とする講習会を開催する。
- ③ 福祉図書などの図書刊行活動を行う。
- ④ 各種福利施設等の利用を斡旋する。

II その他事業

1. 船員共済事業

海員組合との業務委託契約にもとづき、引き続き以下の事業を行う。

(1) 海員労済

海員組合から受託している火災共済、自賠責共済、自動車共済の加入促進に努める。

(2) 年金共済

再び参入生保から経営破綻を発生させないため、参入生保各社の経営状態に留意する。また、有利な運用利率の確保を念頭に置きつつ、制度の安定と加入促進に向け努力する。

(3) 医療共済および長期収入サポート制度

あいおいニッセイ同和損害保険㈱と共同開発した「新・家族けんこう共済制度」および「長期収入サポート制度」について、あいおいニッセイ同和損害保険㈱は、損害保険

協会ガイドラインに則り、制度改定を実施した結果、団体割引率の見直しが必要となるとの申し入れがあり、海員組合と検討中である。

(4) JSU労使拠出型企業年金

業務委託契約にもとづき、今年度も引き続きJSU労使拠出型企業年金制度の事務を行う。

2. その他の受託事業

業務委託契約にもとづき、引き続き下記の業務を行う。

(1) 外国人船員福利基金管理委員会から受託している外国人船員福利基金会計管理業務

(2) RPP (JSU CA RETIREMENT PAY PLAN) 管理委員会から受託している外国人船員の退職金管理等業務

(3) 船員助成基金 (SPF) 管理委員会から受託したSPF (船員助成基金)の会計管理業務

(4) Onboard Training 管理委員会から受託した会計管理業務

(5) 外国人船員に対する教育訓練事業

外国人船員の教育事業の一環として、Training Levy 基金管理運営委員会から受託した Training Levy 基金会計管理業務および外国人船員福利基金管理委員会から受託した Training Levy (CBA) 基金会社別リスト作成業務を行う。

III その他

1. 広報活動

(1) 「福祉のとりでJSS」を発行して本センターの目的や事業内容を積極的にPRし、賛助会員の加入促進等を図る。

(2) ホームページや「船員しんぶん」号外等により、事業内容のPRを強化する。

(3) 関係友誼団体と交流を深め、本センターのPR、事業発展に資する。

(4) 約30年前に収集した「太平洋戦争 船員の体験手記」である「海なお深く」の販売を行う。

2. 事業システムの改善

前年度に引き続き、業務効率化のためOA機器の改善、並びにシステムの必要な変更を行う。